

西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年1月6日

西知多医療厚生組合管理者 宮 島 壽 男

西知多医療厚生組合条例第3号

西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年西知多医療厚生組合条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

第8条第2項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

第2条 西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第8条第2項中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。